

議 第 5 号

介護サービス事業所の経営安定化に向けた
支援を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

介護サービスは、利用者本人のみならずその家族の生活を支え、利用者の健康を維持する上で不可欠なものであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、介護サービス事業所においては、感染防止対策に係る負担の増加や利用控えによる減収等により、厳しい経営状況に直面している。

こうした中、政府は本年6月、通所系サービス事業所と短期入所系サービス事業所については、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を評価する観点から、利用者の同意を前提として、介護報酬の上乗せを認める特例措置を通知したところである。

しかしながら、この措置によって、利用したサービスの内容が変わらないにもかかわらず、同意した利用者のみ自己負担が増加することから、事業所は利用者に対する説明に苦慮し、介護報酬の上乗せをためらうなど、介護現場に混乱が生じており、特例措置の見直しを求める声も上がっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、介護サービスの継続的な提供体制を構築するため、利用者の自己負担を増加させることなく、介護サービス事業所の経営安定化に向けた支援を講ずるよう強く要請する。